

かもがわ

暑中お見舞い
申し上げます



惻隱の情

坂 元 和 夫

誕生日の映画鑑賞

今年の私の誕生日に「パルトの楽園」という映画を観ました。一九一四年に勃発した第一次世界大戦で日本は連合国側に参戦し、中国大陸の青島(チンタオ)を攻めてそこに駐屯していたドイツ兵四七〇〇名を俘虜としました。俘虜収容所が日本全国八カ所に設けられ、徳島県板東町の俘虜収容所もその一つでした。

所長の松江豊寿(松平健)は、陸軍上層部の意向に沿わずに俘虜を人間的に扱い、彼らが所内新聞を印刷発行することや楽器演奏をすることやビールを飲むことさえ許すなど寛大な待遇をしました。ところが、

松江の方針に批判的な部下の一人が中央に密告し、予算が削られます。松江は、収容所で製作した様々な物品や食物を板東町の人たちに販売するバザーを開いたり、山林を購入して開墾し作物を栽培するなどして予算不足を補いました。

ある日、俘虜のクルト(ブルーノ・ガンツ)が収容所生活に苛立ち脱走します。怪我をして隠れているところを百姓の母娘に助けられ収容所へ戻ります。部下達は、クルトを厳しく取り調べて誰に匿われていたのかを糾明すべきだと主張しますが、松江はこれを退け、パン職人だったクルトにパンを焼く仕事をさせます。

一九一七年にドイツが降伏し皇帝が退位して戦争が終わりました。日本は、戦勝の喜びに満ちあふれますが、板東町の人たちは「ドイツさんが可哀想だ」といって提灯行列など一切しな

かったといわれています。俘虜達は解放され、いよいよ祖国に帰る日が近づいてきますが、ドイツ人の中から、松江をはじめ世話になった板東の人達へのお礼の意味で、ベートーベンの第九交響曲を演奏しようという計画が持ち上がります。ファゴットの代わりにオルガンを使い、独唱女性歌手のパートをテノールの男性歌手が転調して歌うなどの工夫を凝らし、こうして本

邦初の「第九」が演奏されたのでした。

松江の行動の原点

松江は会津人です。明治維新にさいし、会津藩は、白虎隊をはじめとし女子供まで全藩を挙げて最後まで薩長を中心とする官軍に抵抗し、そして散りました。会津藩は朝敵の汚名を着せられ、新政府による処分は過酷を極めました。藩は、極寒の斗南の地(下北半島)に移封され、生き残った藩民はわずかな家財を荷車に積んで斗南への移住を余儀なくされました。その艱難

労苦は筆舌に尽くしがたいものがあつたでしょう。幼い松江は、屈辱を受けながらも毅然として生きた会津藩士の父親の姿を目に焼き付けています。同藩出身者ら何かと差別扱いを受けたようです。

この映画では、松江の人道主義的行動は、自らの敗

者としての経験が同じ敗者であるドイツ兵俘虜に対する思いやりとなって表れたものだと思積しています。

私は、これに異論を差し挟むものではありませんが、松江の行動を単なる身につまされた同情とみるのであれば、それは少し違うのではないかと思います。松江の会津人としての武士道精神を無視できないと思うのです。

会津武士道

会津藩は、徳川一門の最強の武士団として、幕府から京都守護職に任じられます。白虎隊や家老西郷頼母の妻子の自決の悲劇は今も語り草になっていますが、一ヶ月の籠城の後、会津藩は全滅しました。

火中の栗を拾い愚直に義を貫いた容保は、武士道の鑑だと言われます。藩主の容保だけでなく、もともと、会津藩は、藩の気風として人倫の道たる武士道が確立

と思います。

藤原正彦の言説

していました。司馬遼太郎に、「会津のことを考えると、日本民族も捨てたものではないと思えてくる」と言わしめている所以です。武士道は、義と仁を旨とします。義とは、新渡戸稲造の「武士道」による「rectitude（正直、清廉）or justice（正義）」とあるので、卑劣・卑怯、不公正

藤原正彦氏は、武士道の徳目の一つである惻隱（仁）を他人の不幸に対する敏感さであるとし、新渡戸稲造と同じく、武士道精神の中でもこの惻隱を最高の美德としています。

等およそ曲がった事柄の反対概念なのでしょう。英語の fairness が意味として近いのかもしれない。他の解説書では、義をフェアプレイの精神と説明しているものもあります。また、仁は、benevolence（慈善、寛大）、the feeling of distress（悩み、難儀）とあり、「仁、惻隱の心」と訳されています。今でも「武士の情」と言われるように、思いやりの心、敗者へのいたわりといった徳目です。映画の松江所長は、会津人として武士道の仁の気持を正しく理解していたのだ

藤原氏は、日露戦争の最中、日本海海戦勝利の祝賀会において、乃木希典が、「我が戦勝を祝すると同時に、我々は、敵軍の苦境にあるのを忘れないようにしたい。我が軍の戦死者に敬意を表し、敵軍の戦死者に同情を表して盃を重ねることにしよう」というスピーチをし、東郷平八郎が、「日本海海戦勝利記念碑」を建立する話を持ち上がったとき、「祖国のために戦死した五千人のロシア兵を思うと勝利という言葉は使えない」と言っているの二字を削除させたというエピソード

を紹介して、日本にも日露戦争の頃までは武士道の惻隱が十分に残っていたが、その後は次第に希薄になってしまったと言われます。そして、義を貫くことを忘れ勝ち馬に乗ることに汲々としている昨今の我が国の風潮を慨嘆し、小泉首相が昨年の衆議院選挙のさいに用いた刺客戦術を厳しく批判します。自らの信条を貫いて勝ち馬に乗らなかつた反主流派の自民党議員に対する小泉氏の仕打ちに惻隱のかけらもないと断じ、これを嘩し立てたマスコミの軽佻浮薄を戒めています。

現代と惻隱の情

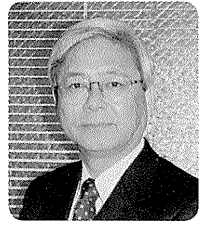
暫く前に、ある家主から賃料不払いの借主に対する明け渡し交渉を依頼されました。原状回復の仕方をめぐって家主は、調停調書を盾に一〇〇%の権利主張を声高にし、相手が設備造作に投じた費用を回収したいという懇願に耳を貸そ

うとしません。そこで、私は、日本人は、武士道精神の惻隱の心を失っていると藤原正彦氏が言っていると皮肉を交えて家主をたしなめました。家主の顔色がさっと変わりました。彼は、今でもかつて士族であったことを誇りにしているので、家主は急におとなしくなり、話し合いが軌道に乗りました。

弁護士の仕事は、ややもすると、依頼者の権利利益を代弁追求しようとするあまり、やり過ぎる傾向があります。依頼者が惻隱の心を持たない場合は特に危ない気がします。それだけでなく、規制緩和と市場原理万能の今の世の中で、私達弁護士に対する風当たりも強くなってきました。財界有力者は、「弁護士はサービス業であることを自覚して依頼者が主人であることを肝に銘じ、切れる刀に徹すべきだ、刀はそれを遣う人の意のままに相手を切れ

ばよい、刀に心はいらない、弁護士を大量に増やせば、弁護士は、良く切れて安くて雇主の言うことをきく刀になる」と主張し、政府もこれに沿った方針を決めています。弁護士が惻隱の心を持つなどでの外だというわけです。本当に嫌な時代になったと思わざるをえません。

そもそも、規制緩和とか市場原理万能主義は、惻隱の情と相容れません。優勝劣敗、優れた者が勝ち、劣った者が敗れ去るのが当たり前だとするからです。そこには、敗者や弱者に対する同情やいたわりの気持ちを含める余地はなく、ただ、合理精神があるのみです。一握りの勝ち組が我が世を謳歌し大多数の負け組が悲惨な生活に甘んじなければならぬ社会が果たして良いのかどうか、藤原正彦氏とともに私達はこの辺で一度振り返ってみる必要があるのではないのでしょうか。



被爆者は今

尾藤 廣 喜

全員勝訴の判決

五月二二日、大阪地方裁判所（西川知一郎裁判長）は、京都、大阪、兵庫に住む被爆者九名全員について、「自分の病気やケガは原爆の放射線が原因である」との認定（原爆症の認定といいます。）請求を認めなかった厚生労働大臣の処分を取消す「原告全面勝訴の判決」を下しました。

五月二二日、大阪地方裁判所（西川知一郎裁判長）は、京都、大阪、兵庫に住む被爆者九名全員について、「自分の病気やケガは原爆の放射線が原因である」との認定（原爆症の認定といいます。）請求を認めなかった厚生労働大臣の処分を取消す「原告全面勝訴の判決」を下しました。

でも、戦後六一年経った今なお、心神の障害に苦しめ、ガン等に何時発病するかという不安におびえながらの生活を余儀なくさせています。ところが、現在、被爆者手帳を持っている二六万人の被爆者のうち、原爆症の認定を受けているのは、わずかに約二、〇〇〇人、〇・八%にしか過ぎません。今回の大阪地裁判決は、厚生労働大臣が原爆症の認定を認めなかった原告全員について、厚生労働大臣の判断が誤っていると、その処分の取消しを認め、その全面的な内容のものです。

このため、被爆者は、認定制度の在り方を根本的に変える必要があると考え、集団で認定訴訟を起すことを決意したのであります。この結果、大阪地裁の判決までに、全国で一三地裁、一七一人の原告で原爆症認定集団訴訟が闘われることになったのです。

大阪地裁の判決は、この集団訴訟のトップを切った判決となりました。判決の内容と意義は、次のとおり、極めて大きなものがあります。

第一には、それまで、厚生労働大臣が、原爆症の認定にあたって根拠としていた放射線量の推定式を、あくまでもシミュレーションにしすぎないとして、これを機械的に適用してはいけないとしたことです。

第二に、厚生労働大臣が、残留放射線による被曝や放射性降下物による被曝を過小評価しているのに対

これまでの判決は

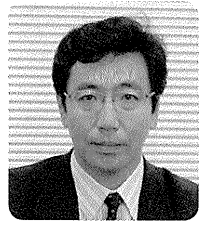
原爆症の認定をめぐるでは、この判決までに、長崎原爆松谷訴訟（最高裁判決）、京都原爆小西訴訟（大阪高裁判決）、東京東訴訟（東京高裁判決）などの判決があります。これらの判決では、一致して、厚生労働大臣が採用していた機械的な原爆症の認定基準が間違っており、被爆者の被曝の実態を具体的に分析したうえで認定すべきであるとして、原告の原爆症の認定請求が認められています。

すなわち、本来、これらの判決に従って認定基準を改めて、被曝の実態を踏まえた、認定しやすい基準に改めなければならぬはずであります。

また、第三に、原爆症の認定については、被爆者の被爆前と被爆後の生活状況や健康状態の変化などを詳しく調査したうえで、それらを全体的、総合的に考慮して行うべきだとしていることです。

今求められていること

厚生労働大臣は、その後、五月二二日に被爆者の声を聞くことなく、控訴しました。しかし、原爆症認定集団訴訟は、広島、東京、熊本、名古屋など続々と判決が出される見通しです。厚生労働大臣に今求められていることは、認定制度を被曝の実態に合わせた内容に改革することです。



死刑について

山崎浩一

釈然としない依頼者

広島の子供殺害事件の判決の翌日、ある依頼者から「あの判決は納得できませんねえ。先例に縛られるっておかしくないですか」と尋ねられました。ああ、死刑にならなかつたことを言っているんだなとは思いましたが、いつもは理性的で温厚な依頼者が詰問調であつたことからよほど腹を立っているようでした。その時は、刑罰とは何か、刑事裁判ではどういう場合が死刑になるのかということについて一応の説明をしましたが、釈然としない表情のままでした。

ミで死刑を要求していることから、死刑を当然とする世論が沸騰しました。僕は、どう説明したら、あの依頼者を納得させられるのかなと考えていましたが、ふと、そういえば三年後に実施される裁判員裁判では、こういう感情をもつた市民が裁判官とともに刑を決めるんだな、そのときには弁護人としてはどう説得したらいいんだと考え込みました。

死刑の基準

死刑制度については廃止論と存続論の対立があります。しかし、現在は死刑刑制度がある以上、それを前提に死刑制度の運用の問題を考えざるを得ません。最高裁判所は、昭和五八

年に、犯罪の罪質、動機、殺害手段の残虐性、被害者の数、遺族の被害感情、前科などを考察したとき、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるという一般の基準を示しました。

リンチと刑罰

刑事裁判や刑罰は、被害者や一般人の報復感情を満足させるという重要な意義をもっています。しかし、それだけで刑罰を決めてしまつては司法が煽情的なリンチの場になりさがることとなります。刑罰は、犯人の行った行為とその結果について、国家からする非難です。犯人が殺人を犯した場合でも、動機、その生い立ちや社会環境を考えれば、到底、犯人を死刑に値する酷い人間であると非難できない場合があります。死刑が仮に許されるとしたら、それはその犯人が人間性を持たない獣でしかない

という究極の場合でしか有り得ないというべきでしょう。被害者は、被害を受けた直後は激しい報復感情を持ちますが、次第に加害者の置かれた状況や反省の気持ちを知るに依じて怒りが鎮静し、加害者も人間であることを理解し、その謝罪を受け入れる心情に変化していくことが実際にあります。

このように考えると、被害感情ばかりを煽るような今のマスコミの報道姿勢には極めて問題があります。また、光市の母子殺人事件についての安田弁護人の話を聞けば、確かに証拠上は犯人に確定的殺意があつたとは言えないとも考えられます。そういう重大な問題があるにもかかわらず裁判所が世論に押される様に審理を拒否して死刑を宣告するようなことは恐ろしいことです。

自分で真実を見極めること

以前にこの事務所報に書きましたが、僕は山本周

五郎を敬愛しています。彼が好きなテーマに幕府や藩を害する老中との評判があり、対立勢力からの命で老中を除くために刺客となつた武士が直接にその相手方と対峙し、その人物に触れたときに、世間の評価が誤つていて、その人物を切ることは間違いであると判断して暗殺を止めるというものがありません。山本が言いたかつたことは、世間の評判や噂ではなく、自分自身で正しい情報に基づいて判断しなければならぬということでしょう。

これからの裁判員制度が始まれば、僕は、弁護人として裁判員に対して、被害者の悲しみを十分に受け止めつつ、被告人の人間性を明らかにし、裁判員一人一人の心の声に従つて刑罰を決めて欲しいと弁論するつもりです。弁護士としては、実務慣行というぬるま湯から出て、人が人を裁くという刑事司法の意義を市民とともに真剣に考えなければならぬと思います。



変わる日本地図

鍛田 則仁

地図の楽しみ

私の趣味の一つに地図を見る（読む）というものがあります。普通の地図帳から国土地理院発行の地形図まで。地図を見ながら、まだ見ぬ土地のことをいろいろ想像するのは楽しいものです。等高線や地図記号からその土地の風景そのものを思い描くというのがその一つ。もう一つは、地図に書き込まれた地名からその由来を探るといふものです。土地に付けられた名は、命名当時、その土地がどのようなところであったのかを物語るもので、歴史学、民俗学、地理学はもとより、最近では防災対策にも活用される貴重な

歴史遺産、文化遺産と言っても過言ではありません。また、市町村の名称も、かつては、地名と同様、その歴史的背景を刻んだ独自性の高いものが選定されていたように思います。

地名の破壊・消滅

ところが、最近、このような由緒ある地名、あるいは市町村の名称がどんどん破壊・消滅の一途をたどっています。その原因の一つに、昭和三七年に施行された住居表示に関する法律というものがあります。もっとも、この法律そのものから、直ちに「町」・「字」の名称や区域の変更が導かれ

るわけではありませんが、整然とし、秩序正しい街区符号を割り振るために、往々にして町名まで一緒に変更されてしまうことにならなっています。たとえば、当事務所は「中京区舟屋町」にありますが、舟屋町の区画は約六〇×二二〇メートルくらいしかなく、周辺にはこのような小さい町がずらりと並んでおり、これが不便だということ、周辺の町いくつかをまとめて、「御所南一丁目」といった一般化された名称に変更されてしまうというわけです。こういうことが起きれば、都の歴史も一挙に吹き飛んでしまうでしょう。

市町村の名称変更

市町村の名称変更が行われる原因となるのは、合併です。これが近代的制度として初めて行われたのが明治二二年の市制町村制であり、従来の自然集落的な町や村を行政目的のためにま

とめ、この時つけられた市町村の名称は、その多くが当該市町村の歴史を背負ったものでした（明治の大合併）。次に来る大きな波が昭和二八年の町村合併施行法を契機とする約五年ほどの時期です（昭和の大合併）。この時期は、市への吸収合併や、中心となる町の町名を踏襲する事例が多く、町村名が消滅した時代といえるでしょう。その後、高度成長期に入ると、「北九州市」「東大阪市」といった没個性的な名称が登場してきました。

平成の大合併

そして、この数年の「平成の大合併」です。名称の変更という観点からみれば、歴史との決別といえそうですね。たとえば、次の市は、どこの都道府県にあるでしょうか（答は末尾）。
①中央市、さくら市、みどり市、②小美玉市、東御市、宮若市。

市名に郡、地方、河川の名称を冠したものは、歴史的・地理的背景を継承した選択でしょう。また、「北名古屋市」といったものは、誰でも場所が分かるという一事で勝負ということでしょうか。しかし、右の問いに掲げたような名称は、このような名称を決められた住民の方の思いとは別に、歴史とアイデンティティを失ってしまったように思います。平成の大合併は、地域の財政、経済、政治に大きな影響を与えるもので、名称などそれに比べればどうでもよい話なのかもしれません。歴史を軽視するという態度につながることはないのかいささか危惧を感じるところでもあります。

（答）①は山梨、栃木、群馬。普通名詞直用型です。②は埼玉、長野、福岡。合併前の町名の一字を並べたもので、政治的妥協型ともいえましようか。）



死に対する折り合い

徳田敏

先日、私の父が急逝いたしました。父の逝去に対し私ども遺族に励ましの言葉をかけていただいた皆様、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

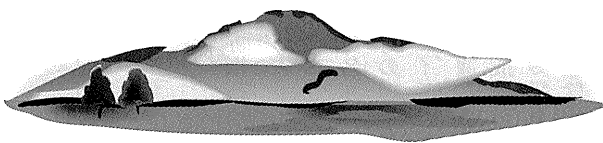
近親者を急に失ったことに対して、「心にぽっかり穴が空く」などと表現しますが、私も心に穴が空いたようになりました。しかし、葬儀という死者を送るシステムは、それ自体はおそらくは自然発生したものでしょうが、死に対して折り合いをつけるきっかけとしてある程度は有効に機能しているようで、私も葬儀を経て現在では少し父の死に折り合いがつくようになってきました。

私の場合、父が急逝したとはいえ、それは主の深い思召し、人智の及ばない創造主の意思であったと、半ば思考を放棄して心を慰めることも可能であり、葬儀が死に対する折り合いのきっかけとなりましたが、これが犯罪死であったらどうだっただろうか、ふと考えました。犯罪死の被害者遺族にとっては、死因が他人の行為によるものであるため、おそらく葬儀自体は死に対する折り合いのきっかけとはなりがたいのではないのでしょうか。

が直接裁判官に対して心情を訴える機会を持つことができるようになり、また厳罰化の近時の傾向から厳しい判決が下される場合もありますが、刑事裁判というシステムそのものが死に対する折り合いとして機能するものではないように思えます。他人の行為によって空けられた心の穴は、やはり誰か人の行為や存在によってのみ、その穴を埋めることができるのではないのでしょうか。ここでいう人の行為や存在は、もしかしたら被告人の真摯な謝罪の言葉や刑事裁判に携わる裁判官、検察官、弁護人の深い配慮ある言動であるのかもしれません。そうだとす

れば、拙速に早期の結審のみを目指すような刑事裁判は、被告人に対しては真摯な反省を促す機会を与えず、法曹三者も時間が極めて限られることにより遺族を各自の主張を有利に導く立証手段や証拠資料としてしか捉えさせず、むしろ被害者遺族から被害者の死に対する折り合いの機会を奪いかねません。来るべき裁判員制度における裁判員の負担軽減措置として、早期結審は趨勢となってきたことが、そのことで被害者遺族が置き去りにされかねないことが危惧されます。被害者遺族にとっては、判決結果の内容はもとより、その結果に至る過程こそ、今後

の生活にとって必要なことなのではないでしょうか。





全会一致原則

富増 四季

先日、新聞投稿欄に、高校生からの興味深い意見を見つけました。その内容は、クラスの決まり事などを多数決で決めることが多いが、少数意見が切り捨てられてしまい釈然としない、といったものでした。

確かに、多数決には、乱暴なところがあります。例えば、多数派に属している人は、議論の有無にかかわらず最後に勝つのは分かり切っているわけですから、性急に採決を求めがちですが、その結果、説得力のある反対意見があっても、その長所が取り入れられることなく、単に切り捨てられてしまうこともあります。そこには、自分が多数派な

んだから正しいのだ、他人の意見に耳を傾ける必要などない、という傲慢さが見え隠れします。

このような問題点を意識する人は少なく、学校教育を含め様々な場面で多数決が多用されています。少数派で負けてしまう側でさえも、多数決の土俵に乗せること自体を問題視することは少ないように思います。冒頭の投稿者は、多数決が常識となっている社会のなかにあつて、周りをよく観察し、自分の感性で何かおかしいと感じているわけ、その視点の鋭さには敬服します。

問題がありながらも安易に多数決に流れてしまう原

因の一つは、それ以外の方法を体験する機会が少ないからかもしれません。たとえば、全会一致制度と聞くと、そもそも実現不可能だと感じる方がほとんどなのではないでしょうか。

実は、私は、大学時代、全会一致原則で運営されている寮で二年ほど生活した経験があります。この寮は、全員の食事（ベジタリアンで肉はありません）を寮生自身が当番制で作ったり、わざわざ有機栽培の野菜を仕入れたりするなど、環境や社会に対する問題意識が高い人が集まる、とてもユニークな寮でした。

全会一致原則が採用されたのは、少数意見を尊重するという理念を重視したからだと思いますが、実際の運営は大変です。

あるとき、キッチンの手工対策が議題に上ったことがあります。多数決であれば、ハエ取り紙やハエたたきなど、手段を問わず、

単に退治すればいいと直ぐに決まるところですが、全会一致となると話はそう簡単ではありません。

自分はベジタリアンなのに、ハエを殺すのは自己矛盾であるとか、そもそもハエが繁殖して手に負えなくなったのは、自分たち人間がコンポスト（残飯、生ゴミを堆肥にする仕組み）の試みに失敗したからであり、罪なき哀れなハエたちを殺すことで問題を解決するのは間違っている、などと様々な意見が飛び交います。このような意見を持っている人の一人でも反対すれば、キッチンのハエ対策は進まなくなってしまうので、多数派も説得に必死です。まず、じっくりと反対意見に耳を傾け、その人が何を大事に考えているのか、妥協点はないか、一人一人が真剣に考え、時間をかけて議論を進めていきます。敵味方がはっきり分かれる多数決の場には見られ

ない、みんなが一体となって解決策を探るという雰囲気がとても印象的でした。

このときの議論の結果は、殺したい人がハエ叩きで殺す（それが嫌な人は見えて見ぬふりをする。）という何とも中途半端なものでした。これだけを見ると、何時間もかけて討議する意味があったのかと思われるかもしれません。しかし、この寮に関して言えば、意思決定の効率よりも、議論の過程で得られるもの、例えば、お互いの事を知る、多様な価値観に触れる、といったことに価値を置いていたようにも思います。

寮の運営といった小さな規模でさえも、壮大な社会実験に感じられた全会一致原則ですが、他では得られないものがたくさんあります。あなたの属するコミュニティでも一度試してみたいかがでしょうか？

かもがわ講座

敷引特約の有効性について

敷引特約とは、敷金のうち一定金額又は一定割合を返還しない旨の特約のことをいいます。敷引特約は、自然損耗等を含む原状回復費用を借人負担とする条項を消費者契約法一〇条により無効とした大阪高判平成一六年一二月一七日（判時一八九四号一九頁）に代表される敷金返還に関する裁判例の影響により、多用されるようになってきたと言われていますが、さらに消費者契約法一〇条を根拠として敷引特約を全部無効とする近時の裁判例の流れができてきており、その有効性が大きくゆらいでいます。

敷引特約を全部無効として代表的な裁判例が神戸地判平成一七年七月一四日（判時一九〇一号八七頁）

です。この神戸地判は、これまでの裁判例において敷引特約の有効性の根拠とされてきた①賃貸目的物の自然損耗の修繕費用、②賃料を低額とすることの対価、③賃貸借契約終了後の空室賃料、④賃貸借契約成立の謝礼、⑤賃貸借契約更新時の更新料の免除の対価の五つの特質のいずれに対しても、詳細な理由を示して、「賃借人に敷引金を負担させることの正当な理由とはいえず、一方的で不合理な負担を強いたもの」と判断し、敷引特約を消費者契約法一〇条により全部無効としました。

また、この神戸地判後に出された最判平成一七年一二月一六日（判時一九二一号六一頁）は、上記のような各裁判例が賃借人に有利な判断をするのに使用してきた消費者契約法を適用せず、「通常損耗に係る減価回収分は通常、賃料に含まれているので、賃料以外に賃借人に負担させることは賃借人に予期しない特別の負担を課すことになる」旨

を理由に、通常損耗の費用について賃借人に負担させる特約の成立について極めて厳しい要件を課していません。

今後争いとなる敷引特約の事案は、この最高裁判決が示した基準に加え、消費者を厚く保護する消費者契約法が適用される場合がほとんどでしょうから、消費者が賃借人の事案で敷引特約を裁判上有効とすることは極めて困難になったといえるでしょう。